

令和2年4月より保険料が変わります

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当組合の諸事業に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

国は社会保障制度を持続可能とするため、様々な改革を進めてきました。現在は急速な少子高齢化の中で、誰もが安心できる社会補償制度に関わる検討を行うため、「全世代型社会保障検討会議」が設置され協議がなされています。こうした中、当組合が担う医療、介護に係わる保険料には、①基礎保険料(医療給付費分)、②後期高齢者支援金等保険料(75歳以上の国への移行者分)、③介護納付金保険料(40歳から64歳の被保険者)があり、合算してお支払い頂いておりますが、この度保険料改定の必要が生じたことから、第168回通常組合会承認のもと下記のとおり改定することになりました。

厳しい経済情勢の中、甚だ恐縮に存じますが事情ご賢察のうえ、ご理解ご協力賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 基礎保険料(医療給付費分) —全ての被保険者に賦課されます—

組合の財政運営は、医療費の増加、制度改革による補助金の削減や補助率の見直し、加えて前期高齢者納付金の大幅な増加等の影響により、繰越金を全額繰入れ、さらに医療費の適正化、諸経費の節減、事務の効率化等に努めても、5億円余の不足が生じると推計されます。このため、現下の経済情勢を鑑み、法定積立金の取り崩しを行っても、なお不足する2億5,000万円余について保険料改定をお願いするものであります。改定は組合員月額400円増、家族1人あたり月額200円増となります。

(1) 月額保険料	改定後	(現行)
事業主組合員	18,700円	(18,300円)
従業員組合員	10,100円	(9,700円)
家族	6,000円	(5,800円)

(2) 改定期期 令和2年4月分保険料より

2. 後期高齢者支援金等保険料 —全ての被保険者に賦課されます—

保険料額の設定は、国の定める一人当たり負担見込額に被保険者数を乗じて算出した額となり、これを国に納めることとなります。実質的には上述の算出額から、国庫補助金を差し引いた額となり、これが保険料額となります。

上述により令和2年度一人当たり負担見込額は63,078円(前年比1,336円増)と定められたことからこれらに当てはめ算出したところ、月額100円の不足額が生じるため改定となります。

(1) 月額保険料	改定後	現行
	3,000円	(2,900円)

(2) 改定期期 令和2年4月分保険料より

3. 介護納付金保険料 —40歳~64歳の被保険者に賦課されます—

上記2の後期高齢者支援金等保険料同様に設定します。

令和2年度一人当たり負担見込額は75,720円(前年比3,849円増)と定められたことからこれらに当てはめ算出したところ、月額100円を超える不足額が生じるため改定となります。

(1) 月額保険料	改定後	現行
	3,500円	(3,400円)

(2) 改定期期 令和2年4月分保険料より

■ 75歳以上の後期高齢者組合員分保険料は、現行の300円のまま据え置いてまいります。



—健康を通して一生のおつきあい—

東京食品販売国民健康保険組合